

# やまぐち健康経営企業認定制度

## 概要説明資料



(やまぐち健康経営認定企業ロゴマーク)



全国健康保険協会 山口支部  
協会けんぽ

平成29年6月1日

# 1. 認定制度概要

## (目的)

本制度は、社員の健康度を企業の価値とみなし、経営課題として取り組む「健康経営®」の考え方が広まりつつある。働き盛り世代の大多数を被保険者とする「協会けんぽ」及び「山口県」が協働して健康宣言サポート事業を実施することで、企業の経営トップ等へ健康経営意識を浸透させ継続的な健康づくりを推進するもの。

※健康経営...「NPO法人健康経営研究会」の登録商標

## (対象)

県内の従業員1名以上の公的医療保険適用事業所

※原則として企業ごと(県内本社で複数支店等ある場合は本社一括、県外本社の県内支店等は例外的に支店単位でも可能)

## (開始時期)

平成29年4月1日より

## (取組期間)

協会けんぽから健康宣言企業に登録された翌月から1年間

※ただし、平成29年6月までに健康宣言企業として登録された企業は、平成29年12月末までを初年度の

取組期間とし、平成30年3月に表彰(初年度についてはこれまでの継続的な取り組みも考慮)。

※2年目以降については、継続して1年ごとに取り組む。

## 2. やまぐち健康経営企業認定制度のながれ (協会けんぽの場合)

### ステップ1 認定制度へのエントリー

#### 【企業様】

広報誌やホームページなどに掲載している「エントリーシート」を協会けんぽへFAXしてください。後日提供する「企業健康カルテや事前チェックシート」等から、職場の現状を確認していただきます。

### ステップ2 健康宣言書の提出

#### 【企業様】

ステップ1で確認した内容を参考に、御社で取り組む宣言内容をご検討のうえ、別途ご提供する「健康宣言書」を協会けんぽへ提出していただきます。(※)

#### 【協会けんぽ、山口県】

・健康宣言証を作成、送付します。  
・健康宣言企業を協会けんぽ及び山口県のホームページなどで公表します。

### ステップ3 健康づくりへの取り組み

#### 【企業様】

宣言内容をもとに、職場で実施できる取組内容を計画し、積極的に実施しましょう。(※)

#### 【協会けんぽ、山口県】

健康づくりに関する情報提供や各種セミナーの開催、特定保健指導等を行います。また、健康経営を進められるうえでの疑問点などをサポート。

### ステップ4 取り組み内容の振り返り

#### 【企業様】

一定期間(※)経過後、協会けんぽから送付される「振り返り評価シート」で、取り組み内容を記入のうえ、協会けんぽに提出していただきます。

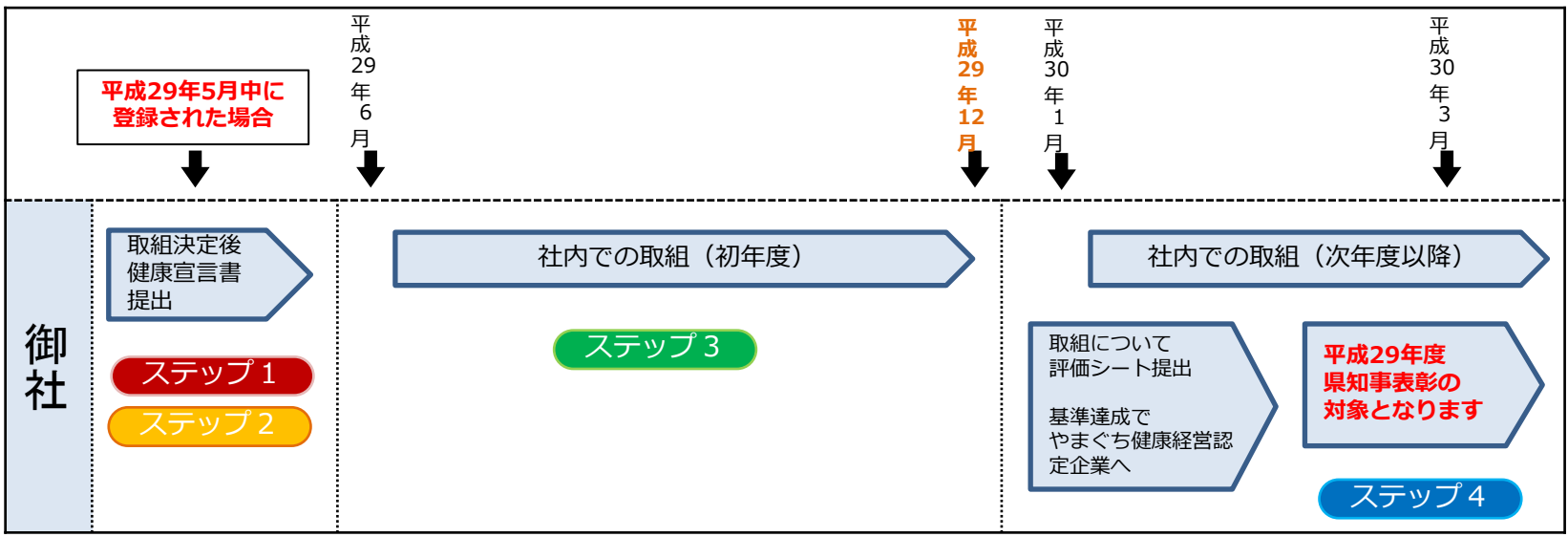
#### 【協会けんぽ、山口県】

・評価シートで取り組み内容を確認し、認定された企業には山口県より認定証を送付します。  
・認定企業を協会けんぽ及び山口県のホームページなどでの公表や、特に優秀な取組事業所には県知事表彰を実施します。

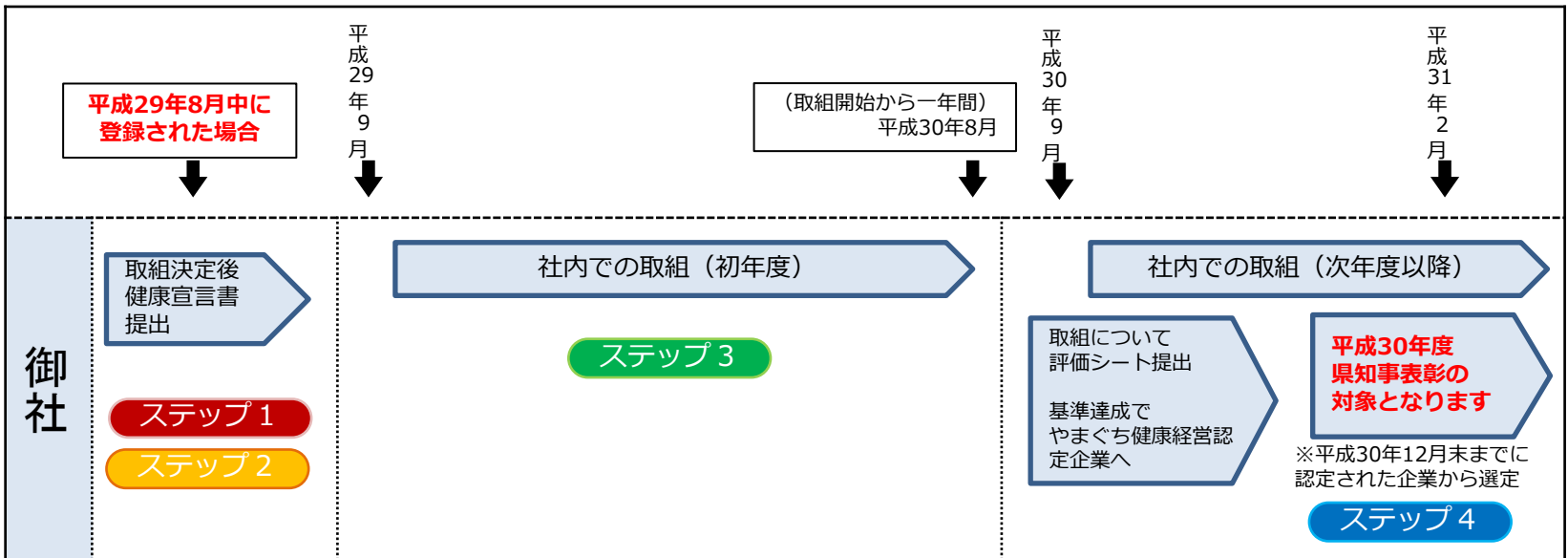
※取組期間については、宣言時期により異なります。詳細は次ページをご覧ください。

# 3. 健康宣言から認定・表彰までのスケジュール(イメージ)

## ●平成29年4月～6月に健康宣言企業に登録された場合



## ●平成29年7月以降に健康宣言企業に登録された場合



# 4. 健康宣言企業の登録要件・健康経営認定企業の認定基準

## ○健康宣言企業の登録要件

以下の1から4の全ての項目を満たし、健康宣言書を協会けんぽ山口支部へ提出すること。  
確認後、協会けんぽ山口支部にて「健康宣言企業」へ登録し、宣言証を企業へ送付。

- 1 従業員の健康管理に関連する法令等を遵守し、重大な違反をしていないこと。
- 2 健康づくり担当者を設置すること。
- 3 協会けんぽと連携し健康づくりを推進すること。
- 4 企業における健康づくりの取組内容の提示及び公表の承諾。

## ○「やまぐち健康経営企業」の認定基準

以下の基準を確認後、認定証を山口県から認定企業へ送付。

認定名称	対象	認定基準
やまぐち健康経営企業	上記の健康宣言企業	振り返り評価シート(※)の点数が <b>65点以上</b>

※取り組み後にご提出いただくシートで、詳細は「振り返り評価シート及び企業取り組み事例集」(同封)をご確認ください。

※2年目以降も継続して、健康づくりに取り組み評価シートを提出することで継続認定となる。(HP等も掲載継続)

➤ 1年目の健康宣言取組期間(上記「健康宣言企業」の登録時期により、1年目の取組期間が異なる。)

29年6月までに登録された企業・・・平成29年12月末までの取組後に評価、認定。平成30年3月の表彰対象。

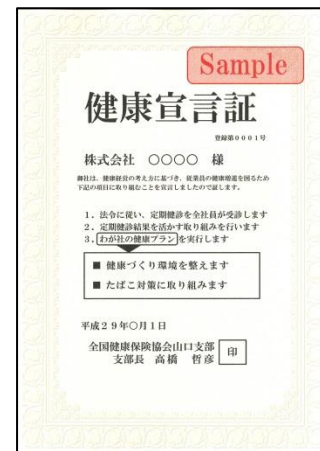
29年7月以降に登録された企業・・・登録翌月から1年間の取組後に評価、認定。平成31年2月以降の表彰対象。

# 5. 当制度参加企業様の特典(インセンティブ)

## ■健康宣言企業

- ①メディアへの情報提供
- ②山口支部のホームページでの公表(山口県ホームページとリンク)
- ③企業健康カルテを毎年提供
- ④協会けんぽ保健師等が実施する無料健康出前講座の受講
- ⑤健康経営セミナーの優先案内、優先参加
- ⑥国(経産省など)が実施する健康経営優良法人認定制度への推薦

※推薦には当該健康宣言企業が、日本健康会議の定める認定基準に適合する必要があります。



## ■健康経営認定企業

- ⑦やまぐち健康経営企業認定にかかる認定証を山口県より贈呈(当制度のロゴマークが使用が可能)
- ⑧優良な取組実施企業へ山口県知事表彰の実施
- ⑨外的・内的イメージアップ広報の実施
  - ・協会けんぽ広報誌(毎月2万社へ送付)を活用した認定企業のご紹介
  - ・ハローワークでの求人票や民間求人サイトへ認定状況の記載
  - ・山口県及び協会けんぽのホームページへの認定状況掲載



(やまぐち健康経営認定企業ロゴマーク)

※なお、今後は金融機関における貸出金利等の優遇も検討しております。

# 【参考】健康宣言事業 概観図

